自治会　防犯カメラ設置・運用規程

１ 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、　　　　　　　　自治会地区内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置及び運用を図ることとする。

２ 設置目的

防犯カメラは、　　　　　　　　自治会地区内における犯罪抑止や事故防止のために設置する。

３ 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、防犯カメラを設置する。

 (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、「　　　　　　　　自治会」と記載することとする。

４ 管理責任者等

(1) 防犯カメラ及びこれにより撮影した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、　　　　　　　　自治会長とする。

(3) 管理責任者は防犯カメラの操作を適正に行うため、操作取扱者を置くことができる。

(4) 操作取扱者は、　　　　　　　　　　　　　　とする。

５ 設置者等の責務

(1) 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

(2) 管理責任者等は、画像データはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても、同様とする。

６ 画像データ等の管理

(1) 保管場所

録画装置及び記録媒体の保管場所は、管理責任者が施錠を行うなどして、盗難及び

散逸防止に努めて適正に管理する。

(2) 立ち入り制限等

記録装置及び記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き、禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が

許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

(3) 保存期間

画像の保存期間は　　日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

７ 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除

き第三者に提供しないこととする。

ア 法令等に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のために緊急の必要性があ

る場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧要請を受け、これに協力する場合

エ　画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

この場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等に伴う費用

は、請求者本人が負担するものとする。

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を

確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

８ 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

９ 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、　　ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

附則

この規程は、　　　　　　　年　　　月　　　日から施行する。